

改元に伴う予算に係る会計年度等の取扱いについて

2019年5月1日から新元号「令和」となったことから、予算に係る会計年度等の取扱いについてお知らせします。

・市の予算に係る会計年度の名称は、2019年5月1日（以下「改元日」という。）以降は当該年度全体を通じて「令和元年度」とします。また、当該年度予算の名称は、改元日以降は「令和元年度予算」とします。

・改元日前までに議決を経た予算中における元号の表記については、「平成」の表記等により改元日以降の年を表示している場合には、「令和」に読み替えて適用するものとします。

例) 債務負担行為

「平成32年度から平成37年度まで」→「令和2年度から令和7年度まで」